

「創業タイアップローン ステップ」

2020年11月1日現在

項目	内容
商品名	「創業タイアップローン ステップ」
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに社会や地域の発展に寄与する事業を営もうとする法人および個人事業主（創業後5年以内の事業者を含む）で日本政策金融公庫の支援を受けることができ、創業計画書の策定とモニタリングが可能な事業者。 ・自己査定実施先（新規先、抽出対象外等の場合は、一般査定先に準ずる方法で自己査定を実施し債務者区分を判定します）で、債務者区分「正常先」とみなされる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	運転資金 設備資金
お借入金額	1,000万円以内
お借入期間	運転資金5年以内（元金返済据置期間最長6ヵ月を含みます） 設備資金10年以内（元金返済据置期間最長6ヵ月を含みます）
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	元金均等返済 ※元金返済据置期間は最長6ヵ月です。 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。
お借入利率	変動金利 お借入利率は当金庫長期プライムレートを基準とします。 お借入れの際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては月中に見直されることもあります。
お利息の計算方法 (付利単位100円)	元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) 繰上返済の場合の未収利息 (2) 延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	窓口にお問い合わせください。
連帯保証人	法人：代表者を保証人とします。 個人事業主：原則として不要です。
担保	原則として担保は不要です。
手数料	ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,000円（消費税別）を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。

「創業タイアップローン ステップ」

商品概要説明書

項 目	内 容
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部経営管理課（9時～17時、電話：0479-25-2114）にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部経営管理課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部経営管理課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となっておいただくことが必要です。 ・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。

「創業タイアップローン ステップ」